

組合だより

【 第 2 9 7 号 平成 3 1 年 3 月 日本羊腸輸入組合 】

理事会

○ 2 月 の 理 事 会 開 催 は あ り ま せ ん で し た 。

事務局

- 2 月 1 3 日 第 5 6 回 通 常 総 会 提 出 議 案 に 関 連 し、 顧 問 弁 護 士 と の 打 ち 合 わ せ を 行 い ま し た 。
- 2 月 1 8 日 2 0 1 9 年 日 中 天 然 腸 貿 易 合 同 会 議 参 加 者 に 対 し、 日 程 概 要 及 び 注 意 事 項 の 連 絡 を 行 い ま し た 。
- 2 月 1 9 日 上 記 合 同 会 議 開 催 に 関 して、 経 済 産 業 省 農 水 産 室 に 対 し 事 前 説 明 を 行 い ま し た 。
- 2 月 2 5 日 天 然 腸 輸 入 報 告 統 計 1 月 分 の 公 表 と 2 月 分 の 報 告 依 頼 を 行 い ま し た 。
- 2 月 2 7 日 飲 食 料 品 製 造 業 分 野 及 び 外 食 業 分 野 に お け る 「 特 定 技 能 」 に よ る 外 国 人 材 受 入 れ に 関 す る 説 明 会 （ 農 林 水 産 省 主 催 ） に 参 加 し ま し た 。

統計

* 統計の詳細は組合ホームページで御確認下さい。

【財務省貿易統計】

平成 3 1 年 1 月 の 天 然 ケ ー シ ン グ 輸 入 量 は、 次 の と お り で す 。

- ・ 総輸入量 399.0t (前月比+59.1t、+17.4% / 前年同月比+ 75.5t、+23.3%)
- ・ 中国原産 244.4t (" +19.1t、+ 8.5% / " + 45.7t、+23.0%)
- ・ 豪州原産 92.7t (" +40.8t、+78.5% / " + 17.1t、+22.7%)
- ・ NZ原産 56.4t (" △ 4.4t、△ 7.3% / " + 7.2t、+14.6%)

【組合報告統計】

平成31年1月の天然ケーシング輸入量は、次のとおりです。

- ・報告数量 合計：1, 117, 042ハクス (前年同月比：136.0%)
- 羊腸：1, 086, 362ハクス (" ：132.2%)
- 豚腸： 30, 680ハクス (" ：NA(輸入なし))

*報告組合員数は14社です。

【ソーセージ生産量 (出典：日本ハム・ソーセージ工業協同組合)】

平成30年12月のソーセージ生産量は、次のとおりです。

- ・ソーセージ類合計生産量 ：27, 677.1トン(前年同月比：94.3%)
- ・ウィンナーソーセージ ：20, 927.8トン(" ：94.8%)
- ・フランクフルトソーセージ ： 2, 698.2トン(" ：99.1%)

HP更新内容 (統計関係を除く)

○農林水産省主催の飲食料品製造分野における「特定技能」による外国人材受入れに関する説明会の開催情報について

○東日本大震災八周年追悼式当日の弔意表明について

参考情報

【INSCAからの情報提供】

—米国農務省 (USDA) の中国加工施設調査—

2月28日付けでINSCA事務局から、USDAがASF非発生国の豚腸を扱う中国加工施設の調査を行うとの情報提供がありました。

ご承知のとおり、中国でのASFの発生により中国から米国への豚腸の輸入が禁止されていますが、調査施設からの非発生国産豚腸の輸入が可能となるものです。USDAは、羊腸施設及び中国産豚腸を扱う施設は調査の対象としないとのことです。

—家畜伝染病発生通知 (日付はOIEへの報告日) —

- 2月 4日 ウクライナ アフリカ豚コレラ
- 2月 4日 ルーマニア アフリカ豚コレラ
- 2月11日 ウクライナ アフリカ豚コレラ
- 2月22日 中国 アフリカ豚コレラ

- 2月25日 中国 アフリカ豚コレラ
- 2月25日 ロシア アフリカ豚コレラ
- 2月26日 中国 アフリカ豚コレラ

【働き方改革関連法】

2019年度から、働き改革関連法が順次施行されます。

この中で、全ての企業において、年10日以上、年次有給休暇が付与される労働者（管理監督者を含む）に対して、年次有給休暇の日数のうち年5日については、使用者が時季を指定して取得させることが4月1日から義務付けられます。

食品事業者の皆様へ 中小企業も対象 2019年2月8日版

働き方改革関連法が施行されます

2019年4月から順次施行

✓ 時間外労働の上限規制の導入

法施行前 法律上、残業時間の上限なし
(行政指導のみ)

法施行後 **2019年4月1日から施行**
(中小企業は2020年4月1日から)

時間外労働の上限は、原則月45時間・年360時間

臨時的な特別な事情がある場合は、以下を限度とすることができます。なお、原則である月45時間を超えることができるのは年6回までです。詳しくは、働き方改革推進支援センター等にご相談下さい。

- ① 年720時間
- ② 月100時間未満(休日労働を含む)
- ③ 複数月平均80時間以内(休日労働を含む)

※②及び③について、鹿児島県・沖縄県の製糖業は2024年4月から適用!

従来より、時間外労働・休日労働をさせるためには36協定の締結、労働基準監督署への提出が必要

✓ 正社員と非正規社員の間、不合理な待遇差の禁止

法施行後 **2020年4月1日から施行**
(中小企業のパートタイム・有期雇用労働者については2021年4月1日から)

正社員と非正規社員(パートタイム労働者、有期雇用労働者、派遣労働者)との間で、基本給や賞与などのあらゆる待遇について不合理な待遇差を禁止

○**均衡待遇(不合理な待遇差の禁止)**
①職務内容※、②職務内容・配置の変更の範囲、③その他の事情の違いに応じた範囲内で、待遇を決定する必要があります。

○**均等待遇(差別的取扱いの禁止)**
①職務内容※、②職務内容・配置の変更の範囲が同じ場合は、待遇について同じ取扱いをする必要があります。

※ 職務内容とは、業務の内容+責任の程度をいいます。

自社の状況が改正法の内容に沿ったものか点検できるパートタイム・有期雇用労働法対応のための取組手順書はこちら▶

どのような待遇差が不合理となるか等の原則となる考え方や具体例を示すガイドラインはこちら▶

✓ 年5日の年次休暇取得を企業に義務づけ

企業は、10日以上、年次有給休暇が付与される全ての労働者に対し、毎年5日、時季を指定して有給休暇を与える必要があります

法施行前 労働者が自ら申し出て年休を取得するのが原則。

法施行後 **2019年4月1日から施行**

- 企業が労働者の希望を聞き、希望を踏まえて年5日について時季を指定して取得させる。
- 年5日は必ず取得してもらわなければならない。

✓ 残業の割増賃金率の引上げ

中小企業の月60時間を超える残業の割増賃金について、大企業と同様に、50%に引き上げます

法施行前 月60時間超の割増賃金率
大企業：50%、中小企業25%

法施行後 **2023年4月1日から施行**

月60時間超の割増賃金率
大企業、中小企業ともに50%

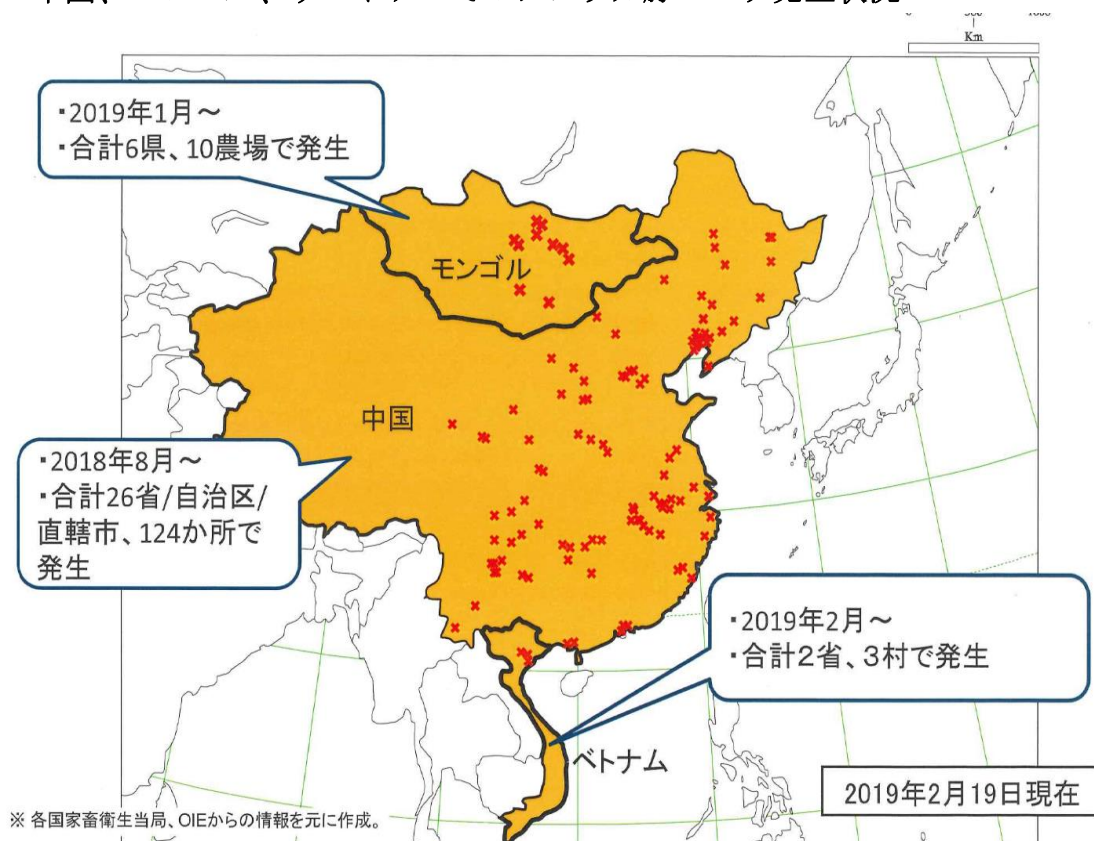
【動物検疫所からの情報提供】

ー中国からの携帯品畜産物のASF遺伝子検査ー

2月8日杭州から那覇空港に、2月11日上海から岡山空港に、それぞれ到着した旅客の携帯品（ソーセージ）からASFウィルス遺伝子が検出されました。今回の検出は12例目、13例目となるものです。

畜産物検査手続きについては、現時点で本件による新たな変更はありませんが、引き続き、家畜衛生条件に規定される「日本への船積みまでの間、清潔で衛生的な容器又は包装で保管され、家畜の伝染性疾病の病原体による汚染のない方法」による取扱いについて、申請者、輸入者を通じて現地側への注意喚起の徹底をお願いいたします。

ー中国、モンゴル、ヴェトナムでのアフリカ豚コレラ発生状況ー



【飲食料品の値上げ動向】

3月以降、原材料費の上昇に加え包材費・物流費・人件費の高騰やコスト削減の自社努力の限界を理由に主な飲食料品の値上げが発表されていますので、参考まで、事務局気付きの主な製品の値上時期と値上幅をまとめてみました。

なお、同製品に係る全ての企業が値上げを発表しているものではありません

ので、ご注意ください。

- ・冷凍食品 3月以降、2～10%前後
- ・牛乳・ヨーグルト 4月出荷分以降、2～8%前後
- ・ペットボトル飲料 5月以降、6～8%前後
- ・アイスクリーム 6月以降、8%前後
- ・即席麺、カップ麺 6月出荷分以降、3～8%前後

今後の主な予定

- 3月13日(水) 日中天然腸貿易合同会議
～15日(金) (於 厦門：中国肉類協会天然腸衣分会との合同会議)
- 3月26日(火) 平成30年度第6回理事会
- 4月12日(金) 監事監査
- 4月17日(水) 平成30年度第7回理事会
- 5月27日(月) 第56回通常総会

以上